

「発酵・長寿」ロゴマークの使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県食品製造業振興ビジョンで取り組む「発酵で目指す健康と長寿」の理念を象徴する「発酵・長寿」のロゴマークを広く、県内団体、企業、生産者等に活用していただき、県産発酵食品等の一層のイメージアップとブランド力の向上に資することを目的に、「発酵・長寿」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」と言う。）の使用について必要な事項を定める。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の承諾)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室長（以下「日本酒・ワイン振興室長」と言う。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 長野県および長野県が構成員となっている団体が使用する場合
- (2) 長野県食品製造業振興ビジョン推進協議会に参加している団体が使用する場合（会員企業は除く）
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) その他使用承諾の手続きを必要としないと日本酒・ワイン振興室長が認めた場合

(使用の申込み)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（前条各号に該当するものを除く。）は、「発酵・長寿」ロゴマーク使用申込書（様式1）を日本酒・ワイン振興室長に提出し、承諾を得るものとする。なお、使用しようとするロゴマークのタイプを別記1より選択する。

2 「発酵・長寿」ロゴマーク使用申込書（様式1）を日本酒・ワイン振興室長に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、日本酒・ワイン振興室長が認める団体等が申し込みを行う場合は、添付書類の一部を省略できる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容が分かる資料
- (2) デザインの使用がわかる企画書等
- (3) その他日本酒・ワイン振興室長が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第5条 日本酒・ワイン振興室長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が県産発酵食品等の一層のイメージアップとブランド力の向上に資すると認めるときには、使用を承諾する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本酒・ワイン振興室長はこれを承諾しない。

- (1) 長野県の信用または品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められるときまたは反するおそれがある場合

- (3) 消費者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められるまたは関係しているかのような誤解を与える場合
 - (5) その他日本酒・ワイン振興室長が使用を不相当と認めた場合
- 3 日本酒・ワイン振興室長は、使用を承諾するときは、「発酵・長寿」ロゴマーク使用承諾書（様式2）により、申請者に通知する。

（使用承諾の条件）

第6条 日本酒・ワイン振興室長は、前条の使用承諾に際し、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第5条に該当する不当な表示、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第31条に該当する誇大表示等、法令に反する表示または反するおそれがある表示をしないこと。
- (2) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (3) 別記2ロゴマーク運用マニュアルに従って正しく使用すること。
- (4) ロゴマーク自体を商品化しないこと。
- (5) 日本酒・ワイン振興室長が必要と認めた場合には、当該使用にかかる物件の写真等を提出すること。

（承諾内容の変更等）

第8条 ロゴマークを使用する者は、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「発酵・長寿」ロゴマーク使用変更申込書（様式3）を日本酒・ワイン振興室長に提出しなければならない。

- 2 日本酒・ワイン振興室長は、前項に規程する申込書を受理した場合には、内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。
- 3 日本酒・ワイン振興室長は、ロゴマークの使用承諾の内容の変更を承諾するときは、「発酵・長寿」ロゴマーク使用（使用変更）承諾通知書により、申請者に通知するものとする。

（承諾の取り消し等）

第9条 日本酒・ワイン振興室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承諾を取り消し、使用者に使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) ロゴマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められる場合

2 日本酒・ワイン振興室長は、ロゴマークの使用者にロゴマークの使用状況等を報告させ、または調査できるものとする。

(使用の非独占性)

第10条 ロゴマークを使用する者は、日本酒・ワイン振興室長が承諾した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費の負担等)

第11条 長野県は、本規程によりロゴマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施にかかる経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 長野県は、ロゴマークの使用にかかる損失補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、日本酒・ワイン振興室長が別に定める。

付則

1 この規程は、平成30年6月15日から施行する。

付則

2 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

付則

3 この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則

4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。